
記者提供資料（平成19年10月30日）

都市計画総局市街地整備部新長田南再開発事務所（橋田、小川）

TEL：078-691-2136

新長田駅南第3地区若松3第5工区の土壤調査結果と対策について

◆概要◆

- (1) 神戸国際港都建設事業新長田駅南第3地区震災復興第二種市街地再開発事業若松3第5工区（神戸市所有地：位置図参照）において、土壤汚染対策法の適用対象ではないが、任意で土壤汚染対策法に規定された調査方法で土壤調査を実施した。
 - ・土地所在地：神戸市長田区若松町3丁目6番
 - ・面積：約1,090㎡
- (2) 調査の結果、土地の一部（50㎡）で土壤汚染対策法に規定された指定基準値を超える鉛（含有量）が検出された。
- (3) 指定基準値を超える鉛が検出された汚染土壤については、土壤汚染対策法に準拠した対策工事を行う。

◆土壤調査の結果◆

- (1) 土地の一部から、鉛の土壤含有量が指定基準値を超えて検出された。

鉛の汚染の範囲は、地表面から50cm以内の土壤で、面積は50㎡であった。
（指定基準値150mg/kgに対し、最大で300mg/kgで、指定基準値の2倍）
なお、鉛の土壤溶出量は指定基準に適合していた。
- (2) 土壤汚染対策法に定める特定有害物質のうち、鉛以外の物質は指定基準値に適合していた。
- (3) 土壤汚染の原因は特定できなかった。

◆人の健康への影響◆

- (1) 汚染されている範囲は、シート等で覆っており土壤の飛散はないため、土壤汚染による健康影響はないと考えられる。
- (2) また、鉛の土壤溶出量が指定基準に適合していることから、地下水への影響は無いと考えられる。

◆対策について◆

指定基準値を超える鉛が検出された汚染土壤については、土壤汚染対策法に準拠した対策工事を行う。

- ・工事内容：土壤の掘削除去
- ・工事範囲：50㎡、深さ50cm
- ・工事時期：埋蔵文化財調査の前（11月中～下旬）に、実施する予定。

◆参考（用語解説）◆

土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。平成 15 年 2 月 15 日施行。

特定有害物質を使用する特定施設の使用廃止時など、汚染の可能性の高い土地について、土地利用変更等の一定の機会をとらえて調査することや、調査の結果、土壤汚染が判明し、それによって人の健康に係る被害が生ずる恐れのある場合には、必要な措置を講じること等を定めている。

特定有害物質

揮発性有機化合物のテトラクロロエチレンなど 11 物質、重金属等のカドミウム、鉛など 9 物質、農薬等の 5 物質、合計 25 物質に特定有害物質としての基準が土壤汚染対策法で定められている。

土壤含有量基準

汚染土壤を直接摂取することによる健康影響を防止する観点から土壤汚染対策法で定められている基準。カドミウム、鉛、水銀などの重金属 9 物質について設定されている。含有量基準は、長期的な影響をもとに設定されたものであり、したがって基準を少し超えた汚染土壤を摂食することにより、直ちに中毒（腹痛、頭痛、吐気、嘔吐等）を生じるということはない。また急性中毒は、鉛の短時間大量曝露によって起きるが、非常に少ない。

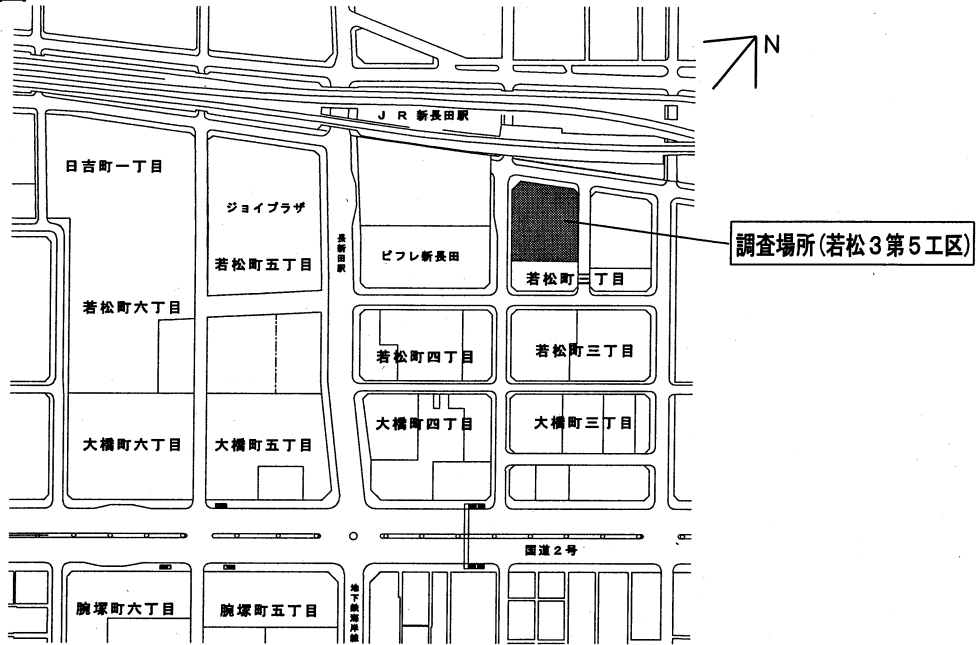
土壤溶出量基準

地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点から土壤汚染対策法で定められている基準。揮発性有機化合物、重金属等、農薬等 25 物質について設定されている。

鉛

蒼白色のやわらかい金属。錆びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料など、様々な用途で使用されている。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。土壤中の鉛の正常な濃度の範囲は 15～30mg/kg を示し、一般的に、植物に対する毒性は 1,000mg/kg 以下の土壤濃度では見られないといわれている。

<位置図>



<拡大図>

